

AOSSG 年次総会報告

1. はじめに

アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）は、アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体によって、2009年11月に組成されたネットワークである。2021年より議長国はスリランカが務め、副議長国はパキスタンが務めている（議長国及び副議長国の任期は2年。副議長国が次の議長国を務めることになっている。）。

2022年11月15日及び16日の2日間、第14回 AOSSG 年次総会が開催された。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、2020年度からオンライン形式で開催されていたが、本年度は、ネパールのカトマンズでの対面及びオンラインでのハイブリッド形式で開催された。年次総会には、21の法域¹から約140名（ネパールでの対面は約50名及びオンラインは約90名）が参加したほか、国際会計基準審議会（IASB）から Andreas Barckow 議長及び Jianqiao Lu 理事ほかネパールで対面参加し、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）から Sue Lloyd 副議長ほかオンラインで参加した。企業会計基準委員会（ASBJ）からは、川西委員長、紙谷副委員長、山口常勤委員ほか現地で対面参加した。

2. AOSSG 年次総会の概要

第14回年次総会の主な議題は、次のとおりであった。

	議 題	担 当
2022年11月15日		
1	議長及び主催国による挨拶	スリランカ、ネパール
2	IASB 議長の挨拶	IASB（Andreas Barckow 氏）
3	モルディブの AOSSG 加盟の承認決議	
4	IASB 及び IFRIC の動向（開発状況）	IASB（Jianqiao Lu 氏）
5	インタンジブルズ一次に進むべき方向性	オーストラリア

¹ 今回の年次総会に参加した法域は、スリランカ（議長国）、パキスタン（副議長国）、日本、オーストラリア、ブルネイ、中国、ドバイ首長国、香港、インド、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、モルディブ、ネパール、ニュージーランド、フィリピン、サウジアラビア、シンガポール、タイ、ベトナムの21の法域であった。

	議 題	担 当
6	中国における金融商品の減損に関する適用実務と課題	中国
7	ISSB の動向（公開草案に対するフィードバックの紹介を含む）	ISSB（Sue Lloyd 氏）
8	法人所得税—グローバル・ミニマム課税（第 2 の柱モデルルール）	ASBJ
9	IFRS for SMEs 会計基準 第 3 版の公開草案	IASB（Michelle Sansom 氏）
10	IASB 公開草案「IFRS for SMEs 会計基準 第 3 版」に対する予備的見解	マレーシア
2022年11月16日		
11	AOSSG の戦略計画	AOSSG 議長
12	基本財務諸表	韓国
13	非営利組織—財務報告の枠組み	オーストラリア
14	IFRS 第 16 号「リース」における経過措置と実務上の便法の活用と有用性に関する研究（オーストラリアとマレーシアにおけるエビデンス）	オーストラリア、マレーシア
15	タイにおけるデジタル資産の会計実務	タイ
16	モルディブにおける IFRS の歩み	モルディブ
17	総括・挨拶等	IASB、スリランカ、ネパール、パキスタン

以下、本稿において主な議題に関する議論の概要を報告する。なお、文中の筆者の意見にわたる部分は各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではない。

(1) インタangibleズ一次に進むべき方向性

オーストラリア会計基準審議会（AASB）の代表者から、AASB の研究プロジェクトとして 2022 年 3 月に公表されたスタッフ・ペーパー「無形資産：開示の改善を通じた財務諸表の情報ギャップの解消」に関する概要、公表後のアウトリーチの内容、AASB のアジェンダ協議に関する利害関係者からのフィードバック、及び研究プロジェクトの今後の方針について紹介が行われた。スタッフ・ペーパーの目的は、未認識の自己創設無形資産に焦点を置いて、無形資産に関して財務諸表の情報ギャップを埋めるための実行可能な方法をオープンに議論することであり、原則（企業が支配し、企業目的を追求する上で重要な役割を果たす、重要な未認識の自己創設無形資産に関する情報を財務諸表に開示すること）及び開示目的

（企業の現在及び将来の財務影響の評価、及び、企業が支配する重要な未認識の自己創設無形資産に関する経営者の受託責任の評価を、財務諸表利用者が可能となる財務情報を提供すること）を提案し、原則と開示目的を満たすような開示を決定するためのガイダンスを提供しているとの説明がなされた。スタッフ・ペーパーに関するアウトリーチでは、開示の改善に焦点を当てることへの支持が概ね得られたこととともに、機密情報の開示や定型的な開示への懸念等が聞かれたことが紹介された。

また、今後のステップとして、利害関係者の機密情報に理解に関する研究や、研究開発費の資産化に関する実務上の判断に関する研究等が、潜在的な研究プロジェクトとして挙げられていること等が紹介された。

(2) ISSB の動向（公開草案に対するフィードバックの紹介を含む）

ISSB の Sue Lloyd 副議長より、IFRS 財団の体制、ISSB の目的、ISSB のメンバーとオフィス所在地、ISSB のマイルストーン、アドバイザリーグループによるグローバルな支援体制等についての最新情報が提供された。また、ISSB の最初の 2 つの公開草案（全般的要求事項（S1 基準案）及び気候関連開示（S2 基準案））の提案に対する世界中の様々な利害関係者から寄せられた詳細なフィードバックの紹介とともに、提案を改善するための ISSB の再審議に関する最新情報が紹介された。

その後の AOSSG メンバーとのディスカッションでは、SME（中小企業）向けの基準設定やスケーラビリティ（scalability）、統合報告、保証、SASB スタンドアードの国際化等、AOSSG メンバーが関心をもつ論点について議論が行われた。

(3) 法人所得税—グローバル・ミニマム課税（第 2 の柱モデルルール）

ASBJ の代表者より、グローバル・ミニマム課税（第 2 の柱モデルルール）の導入に伴う法人所得税に関する論点の発表が行われた。

最初に GloBE（Global Anti-Base Erosion）ルールの概要とともに、トップアップ税額の計算方法と申告・納付時期に関する説明がなされた。そのうえで、次の 3 つの潜在的な論点について、考えられる見解とその分析が紹介された。

- ① トップアップ税は法人所得税の定義に合致するのか
- ② トップアップ税の申告時期が税金負債の認識に影響するのか
- ③ 税金負債の測定において、貨幣の時間価値を反映させるべきか

その後の質疑応答では、紹介された論点に関する AOSSG メンバーの見解と各法域における懸念事項等が共有された。また、参加した IASB メンバーから、2022年11月の IASB ボード会議において、IAS 第 12 号の修正の可能性について議論する予定であることが紹介された。

(4) 総括・挨拶等

会議の総括として、IASB の Andreas Barckow 議長及び Jianqiao Lu 理事より、感謝の意が述べられた。

また、AOSSG 副議長国のパキスタンの代表者から、2023年の AOSSG 第 15 回年次総会はパキスタンで開催予定である旨が述べられた。最後に AOSSG 議長から、AOSSG メンバー、IASB 及び ISSB の代表者に対して、本会議への積極的な参加に対する謝意が示され、閉会となった。

以 上